

複合施設（仮称）使用料に関する審議結果
（答申）（案）

令和 6 年 2 月

益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	2
3. 答申.....	3
4. 審議を通しての審議会の所見.....	5

（裏表紙）

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

(使用料)

第二百五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、別途審議会を開催し審議を行う）。

	担当課	料金種別
1	生涯学習課	複合施設（仮称）使用料

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

平成30年度から行なった前回の見直しでは、「受益者負担の適正化」を図ることを目的に行なった。しかし、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民のスポーツ・文化活動は大幅に縮小しており、住民の「こころの復興」を後押しする観点も必要である。

また、第6次益城町総合計画では、町の魅力を発信することにより、交流人口の拡大を図り、さらには関係人口の増加へ繋げることが重要な取り組みと位置付けられておりますので、町外の団体・個人が利用する施設においては、その観点からの検討も必要である。

これらのことを踏まえ、「受益者負担の適正化」の観点と「行政経営」の観点から使用料・手数料の算定を行うこととする。

【受益者負担について】

施設の運営費については、使用料だけでなく町税等により賄われており、使用料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方としない方の均衡を考慮し、負担の公平性を図る必要がある。

一方で、町が設置した公共施設については、町民が使用することにより、町民の健康増進や福祉の向上といった設置目的が達成される。また、町外から使用者を呼び込むことで、交流人口が拡大し、賑わいが創出するなどの効果が期待できる。

このことから、受益者負担については、負担の公平性を確保しつつ、行政経営的視点を加味して設定するものとする。

【算定方法の基本方針】

使用料・手数料を算定するにあたっては、次の4つの方針に基づき算定することとする。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

本審議会における審議を踏まえ、対象とした3つの施設の使用料については、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[複合施設（仮称）使用料]

算定案については適当と判断する。

○使用料改定案

施設名	施設使用料 (1時間)	冷暖房使用料 (1時間)
多目的ホール	800円	600円
研修室1	200円	200円
研修室2	200円	200円
研修室3	200円	200円
研修室4	200円	200円
調理室	200円	200円
和室1	100円	100円
和室2	100円	100円

[附帯意見]

1)

2)

3)

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 益城町使用料等審議会は中期財政見直しをもとに、使用料等が適正かどうかを判断する審議会である。今回の審議会においては、町の置かれた現状から、中期財政見直しを前提とした審議ができなかったが、次期においてはその前提に立った審議を行いたいと考えている。各担当課においては、依然として厳しい中期財政見直しを踏まえ、町の財政健全化に向けたあらゆる取り組みを実施していただきたい。
- ・ 設置条例を作成する際は、これまで審議した施設において出された意見を十分に参考にしていただきたい。また、役場内部のみで作成するのではなく、何らかの形で外部のフィルタを通すことも検討していただきたい。

以上の点について取り組むことは、受益者負担の適正化を推進するだけに留まらず、歳入確保による町の財政健全化を図るうえで必要であると考えます。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。